

大津町業務継続計画

(B C P)



令和7年3月改正

大 津 町

目次

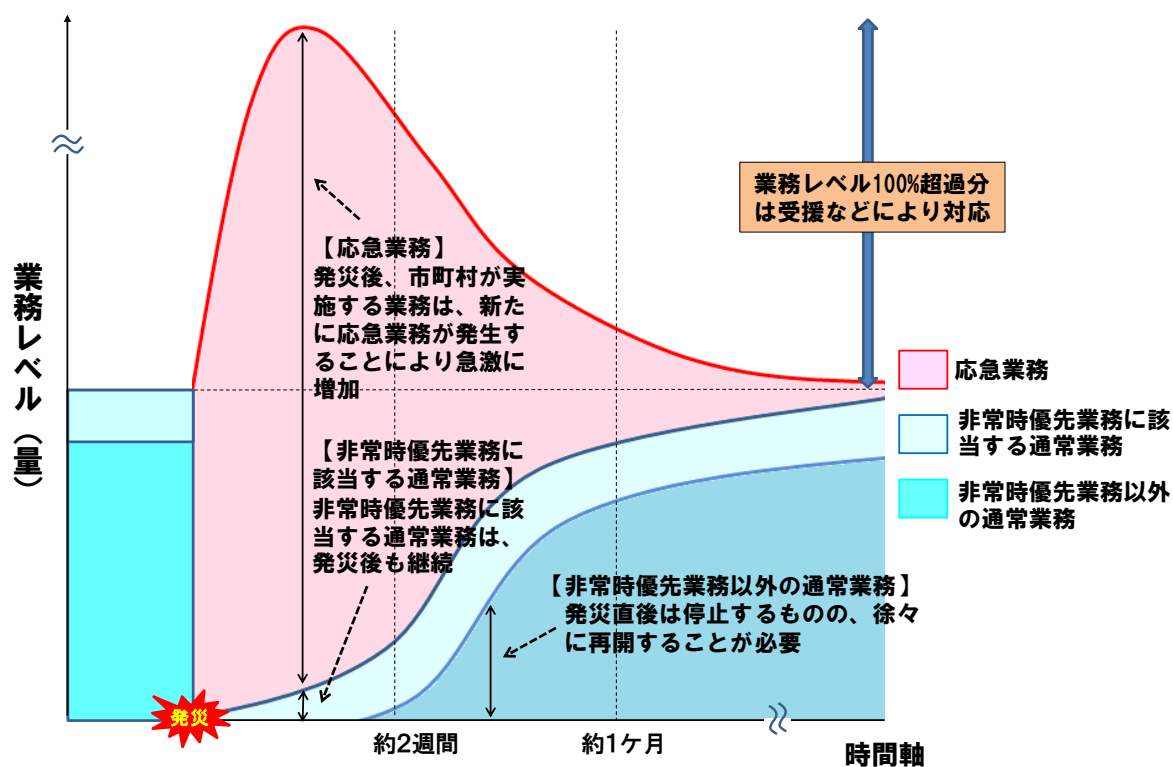
第1章 総論	1
第1節 目的	1
第2節 他の計画等との関係	2
第3節 適用範囲	3
第4節 本計画の発動及び解除	3
第5節 本計画の前提条件	4
第2章 BCPの特に重要な6要素.....	5
第1節 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制	6
第2節 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定	7
第3節 電気、水、食料等の確保.....	8
第4節 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保	8
第5節 重要な行政データのバックアップ.....	10
第6節 非常時優先業務の整理	10
第3章 業務継続体制の向上	12
第1節 BCM推進体制.....	12
第2節 計画の策定	13
第3節 訓練等の実施	13
第4節 点検・検証	15
第5節 計画の改善	15
資料編	
資料1 非常時優先業務 （1）災害対策業務.....	
資料2 非常時優先業務 （2）優先すべき通常業務	

第1章 総論

第1節 目的

「大津町業務継続計画」（以下「本計画」という。）は、災害発生時に行政自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定め、災害発生時にあっても、適切な業務執行を行うことを目的とする。

図 1 発災後に町が実施する業務の推移

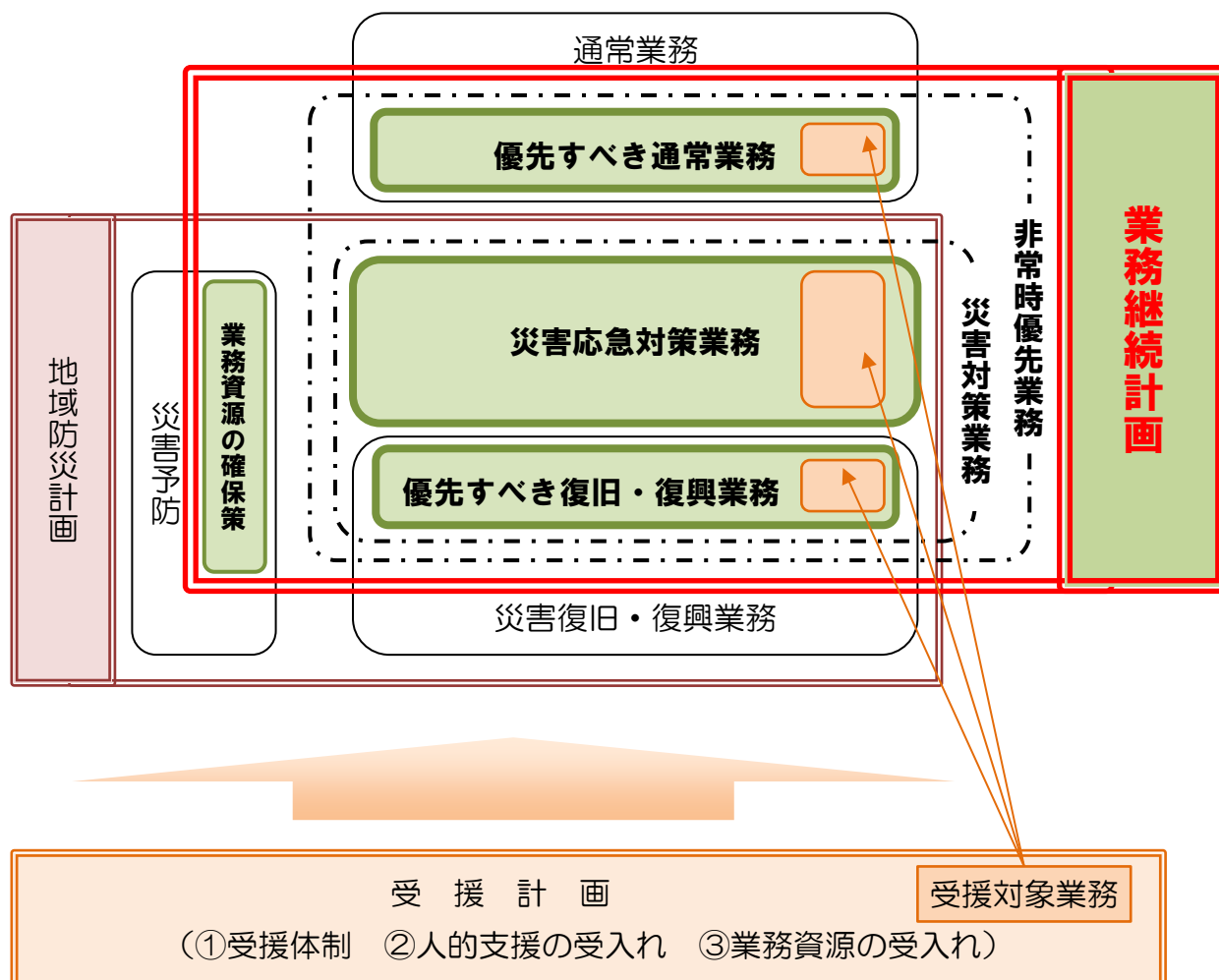


※ 時間の経過とともに応急業務は縮小していくが、上図に記載されている以外の復旧・復興業務が徐々に増加していくことに留意する。

第2節 他の計画等との関係

業務継続計画（以下「**BCP**」という。）は、受援計画と相まって地域防災計画を補完し、防災対策（災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興）の実効性を確保するものである（図 2）。

図 2 地域防災計画・受援計画とBCPの関係



1. 地域防災計画は、①災害予防、②災害応急対策、③災害復旧・復興を定める。
2. BCPは、非常時優先業務を定める（＝災害対策業務＋優先すべき通常業務）。
3. 受援計画は、①受援体制を定めるとともに、受援対象業務を選定したうえで（非常時優先業務の中から）、②人的支援の受入れ、③業務資源の受入れについて定める。

第3節 適用範囲

- (1) 本計画の適用範囲は、本町職員が実施している業務とする。
- (2) 指定管理者や委託事業者については、本計画の適用範囲外とするが、これらの事業者等の業務に関するBCPの策定のほか、災害時における本町との連携体制の構築等を推進する。

第4節 本計画の発動及び解除

1 発動

次の場合、本計画を発動する。

- (1) 第3配置体制が発令された場合（対象：全職員、災害対策本部を設置。）
- (2) 第1配置及び第2配置体制が発令された場合において、町長が必要と認めたとき。ただし、町長の判断を仰ぐことができない場合は、地域防災計画に定める災害対策本部長の代行者が決定する。

◆参考 ～第3配置体制の発令基準～

大津町地域防災計画にて、次のとおり定めている。

- ア 広域にわたる災害が発生し特に被害が甚大な場合で全職員をもって災害対策に対処する必要がある場合
- イ 大津町の観測地点で震度6弱以上の地震情報などが発表された場合

◆参考 ～第2配置体制の発令基準～

大津町地域防災計画にて、次のとおり定めている。

- ア 局地的な災害が発生し、さらに被害が拡大する恐れがある場合
- イ 大津町の観測地点で震度5強の地震情報が発表された場合

◆参考 ～第1配置体制の発令基準～

大津町地域防災計画にて、次のとおり定めている。

- ア 警報が発表された場合または、局地的な災害が発生した場合

◆参考 ～災害対策本部の設置基準～

大津町地域防災計画にて、次のとおり定めている。

- ア 大津町の観測地点で、震度5強以上の地震を観測した場合
- イ 町内に特別警報（ただし、地震動に関する特別警報を除く。）が発表された場合
- ウ 災害が発生し、または災害の発生が予想され、規模及び範囲からして本部を設置して応急対策を必要とする場合
- エ 前記のほか著しく激甚である災害で、応急対策を必要とする場合

2 解除

災害対策本部長（町長）は、本計画の発動の必要がなくなったと判断したときは、本計画の発動を解除する。

ただし、災害対策本部員（各部長等）は、解除前であっても、災害対策業務の進捗状況に応じて、休止した通常業務を適宜再開させるものとする。

第5節 本計画の前提条件

大津町地域防災計画で想定する災害が発生し、本町の行政機能に支障が生じる事態を本計画の前提とする。

第2章 BCPの特に重要な6要素

第1節 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制

町長が不在の場合の職務の代行順位を定める。また、災害時の職員の参集体制を定める。

- ・緊急時に重要な意思決定に支障を生じさせないことが不可欠
- ・非常時優先業務の遂行に必要な人数の職員が参集することが必要

①町長不在時の職務代行の順位（地域防災計画）

第1順位	第2順位	第3順位
副町長	教育長	消防団長

②参集体制

ア 地震災害

町の地域内に地震が発生した場合、発生した地震の震度により次の体制をとるものとする。

体制		参集基準	配備対応
第1警戒体制	災害警戒本部前の体制	1 熊本地方気象台が震度4の地震の発生を発表したとき 2 熊本県防災情報ネットワークシステム（以下「システム」という。）で震度4の地震情報が発表されたとき 3 町内震度計で震度4の地震の発生を感知したとき	<u>防災交通課 3名</u> <u>災害応急対応（都市整備部、農政課、環境保全課 7名）</u> 指揮監 水防1コ班（ <u>14名</u> ） 消防団本部 <u>1名</u>
第2警戒体制	災害警戒本部体制	1 熊本地方気象台が震度5弱の地震の発生を発表したとき 2 システムで震度5弱の地震情報が発表されたとき 3 町内震度計で震度5弱の地震の発生を感知したとき	<u>防災交通課 4名</u> <u>災害応急対応（都市整備部、農政課、環境保全課 14名）</u> 指揮監 水防2コ班（ <u>28名</u> ） 消防団本部 4名

非常体制	災害対策本部体制	1 熊本地方気象台が震度5強の地震の発生を発表したとき	(職員約100名体制) 総務対策部 <u>28名</u> 民生医療対策部 <u>18名</u> 産業対策部 <u>11名</u> 土木対策部 <u>25名</u> 文教対策部 <u>16名</u> 出納対策部 <u>2名</u> 住民対策部 <u>10名</u> 水道対策部 消防団本部
		2 システムで震度5強の地震情報が発表されたとき	
		3 町内震度計で震度5強の地震の発生を感知したとき	
		1 熊本地方気象台が震度6弱以上の地震の発生を発表したとき	(全職員体制) 全ての職員 全ての消防団員
		2 システムで震度6弱以上の地震情報が発表されたとき	
		3 町内震度計で震度6弱以上の地震の発生を感知したとき	

その他	町長は、災害の状況その他により上記に定める体制により難しいと認めるときは、特定の課に対してのみ体制を指示し、又は種類の異なる体制を指示するものとする。
-----	---

イ その他の災害

町の地域内に風水害等による災害が発生した場合は、町長の指示により地震災害に準じた体制をとる。

非常時優先業務を円滑かつ迅速に実施するための体制確立の前提として、あらかじめ参集要員に指名された職員は発災後速やかに決められた場所に参集する必要がある。

※(基準) 各課長等は、参集状況について各部長を通じて総務部長に報告

大規模災害時には、発災直後の職員の確保が困難と考えられるため、地域防災計画に定められた班編成にかかわらず、災害対策本部の指示により業務を進めることとする。その際、災害対策本部は、指示した者からの報告に頼らず、指示事項への確認を必ず行うものとする。

職員の動員は、各部において定める配備計画に基づいてそれぞれに行うものとするが、退庁後に突発的な災害が発生した場合等で職員がその発生を承知することが困難なときにあっては、電話、町防災行政無線、メール及び伝令によって動員するものとする。

大規模災害時は通信網が輻輳するが、メールについては比較的輻輳に強いことが確

認されているため、防災訓練や非常参集訓練などでの定期的な通信確認やメール送信訓練を行うなど、災害時対応への意識向上と非常時の行動確認を行うことで、非常時参集率の向上を図る。

第2節 庁舎機能と本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定

現在の庁舎機能（建築基準法程度であり、強度的には、新耐震基準（震度6強及び7の大規模地震で倒壊・崩壊しないこと。また、震度5強程度の中規模地震でほとんど損傷しないこと。）となる）

災害対策本部設置場所は、庁舎3階災害対策本部室（免震構造）とする。業務継続に必要な庁舎が使用できなくなった場合は、**オークスプラザ旧電算室3階**を代替施設とし業務を行う。新耐震基準は、一般に震度6強でも倒壊しない保証であり、被災後の使用が可能であることを保証するものではない。余震等により過去の災害においても、火災、天井の落下、設備の甚大な被害等により、仮庁舎内での業務の遂行ができなくなる可能性もあるため、発災後の使用に当たっては最優先で使用の可否を確認する。

なお、**オークスプラザ旧電算室3階**が使用不能の場合は、**生涯学習センターオークスプラザ**等公共施設のうち本部機能を確保できる施設について調査のうえ、速やかに施設所有者又は管理者と協議を行い、本部を設置する。

1 代替庁舎検討用リスト

施設名	（耐震対応の 建築年 場合○）	災害危険度				附帯設備・事務機器等				同時被害 のある 災害	代替 庁舎 候補	
		液状 化	洪水	土砂	火災	非常用 発電機 ／燃料	通信 機器	情報シ ステム	水・食糧、 トイレ等			事務機 器・備 品
削除；旧 電算室	2003 4月 ○	○	○	○	○	×	衛星 携帯 電話	×	無	有	○	○
オーク スプラ ザ	1993 3月 ○	○	○	○	○	×		×	無	有	○	○
生涯学 習セン ター	1983 11月 ○	○	○	○	○	×		×	無	有	○	○
浄化セ ンター	1989 3月 ○	○	○	○	○	×		×	無	有	○	○
隣保館	1980 3月 ○	○	○	○	×	×		×	無	有	○	

※旧電算室については、令和7年度貸出予定

第3節 電気、水、食料等の確保

①非常用発電機と燃料の確保

ディーゼル発電機（A 重油）（300KVA71.4L/h 別置タンク 950L）
連続運転可能時間72時間以上（主燃料槽 5000L:埋設タンク）
その他、発電機8機、携行缶

②職員用の水、食糧等の備蓄（職員定数217名を基準に3日分）

水（3ℓ×3日×217名=1953ℓが必要）
食糧（6食（1日2食）×217名=1302食が必要）
仮設トイレ（20人に1台基準の場合11台が必要）
その他、中央公園のマンホールトイレ（10基）
※職員は、可能な限り参集時に水・食糧の持参に努めるものとする。

③物資援助協定

（※ 協定先への連絡をスムーズに行えるよう、災害対策本部室に各協定先の緊急連絡先を備え付け、年度の切り替え時に内容の確認を行う。）

（生活物資に関する協定）

協定の相手	連絡先	協定概要
JA菊池	096-293-3211 FAX 293-8018	施設等の利用及び被災者への食糧や生活必需品等の安定した物資（燃料を含む。）の供給
イオン九州	096-293-3200 FAX 293-6681 本部 092-472-3590	被災者への食糧や生活必需品等の安定した物資の供給
株式会社ナフコ	093-521-5155 FAX 093-521-1694	災害時における救援物資の調達
コメリ災害対策センター	025-371-4185 FAX 025-371-4151	災害時に物資を迅速かつ円滑に被災地に供給
<u>道の駅大津</u>	<u>096-294-1600</u> <u>FAX 096-294-1610</u>	<u>災害時に物資を迅速かつ円滑に被災地に供給</u>
<u>生活協同組合くまもと</u>	<u>050-3821-7815</u> <u>FAX 096-287-1515</u>	<u>災害時における応急生活物資等に関する相互協力</u>
<u>株式会社グッディ</u>	<u>0968-24-5717</u> <u>FAX 096-8-23-1867</u>	<u>災害時に物資を迅速かつ円滑に被災地等に供給</u>
南九州コカ・コーラ・ペプシコーラ		大規模災害発生時に自販機内の商品を住民に無償提供する

④燃料

ア イデックスリテール熊本（連絡先）096-293-8881 FAX 293-8586
（住所）菊池郡大津町杉水 3373-1
イ JA菊池（大津中央支所）（連絡先）096-293-3211 FAX 293-8018
（住所）菊池郡大津町大津 1271-1
ウ 中核SS：サービスステーション

事業者名	給油所名	住所	給油所連絡先	系列
（有）千石屋石油	大津 BP	大津町引水725	TEL293-2420	コスモ石油（株）
平時営業時間（7：00～21：00）				

第4節 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保

(通信機器の確保)

- ・ 大津町災害情報システム
- ・ SpeeCAN RAIDEN (電話応答 4 回線、一斉電話 100 回線)
- ・ 熊本県防災情報通信システム及び防災行政無線
- ・ 大津町防災行政無線 (同報系、電話応答装置付：4 回線 096-292-9415)
親局 (停電時は庁舎非常用電源を使用)
屋外拡声子局 (7 4局：バッテリー 2 4時間)、戸別受信機 (3 7 2局)
HP・公式 LINE・からいもくん便りとの連携による情報提供
- ・ MCA無線 (移動系)：消防団関係
指令局 (1 局) 陸上移動局 (19 台 (内 1 台は長)：送信出力 2W
充電電池約 17 時間、乾電池約 8 時間 (条件) 送信 1：受信 1：待機 18)
- ・ 情報集約システム (IP無線 (ハザードトーク 10 台))
- ・ 衛星携帯電話 4 台
 - (ワトスター II ×2) 電話番号 070-2674-9499 及び 070-2674-9500
 - (Iridium Extreme×2) 電話番号 0881632716325 及び 0881632715805
- ・ 災害時優先電話 (大津町役場 7 回線)
- ・ 職員については、大津町災害情報システムや LoGo チャットの活用により、連絡体制等を確立する。

(今後の検討事項)

- ・ 連絡先リストの相手方が非常時にもつながるか見直す。
- ・ 年度当初に非常時の窓口を確認する。
- ・ 固定電話、携帯電話は回線電話又は輻輳により実質的に使用不能となるほか、通信機器は予想外の事情で使えなくなることがあるため、多様な通信機器の確保が必要
- ・ フェイスブック、ツイッター等の SNS なども通信手段となり得るため、発災時の住民等への情報伝達手段の一つとして活用を検討する。
- ・ 災害時には電話がつながれば電話による問い合わせ等が殺到するため、多くの回線と対応要員が必要となる。

第5節 重要な行政データのバックアップ

・ICT部門の業務継続計画（ICT－BCP《地震編》（平成26年2月4日作成））に基づき対応

・バックアップ

毎日、クラウド（RKK）及び電算室でバックアップを実施

・総合行政システム

住民記録、外国人登録、印鑑登録・証明、選挙（期日前を含む。）、国民年金、国民健康保険、住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険、財務会計、契約管理、文書管理、後期高齢者医療、災害時用援護者 等65のシステム

（総合行政システム以外の各課保有のシステム名）

戸籍システム（住民課）、公共工事積算システム（建設課）、工業用水企業会計システム（下水道課）、財務会計（環境保全課）、共有フォルダー（議会事務局）、運動公園総合体育館メニュー（生涯学習課）、図書館システム（図書館）

第6節 非常時優先業務の整理

非常時優先業務の候補を対象に、優先的に開始・再開すべき業務を非常時優先業務として整理する。

日常時優先業務については、原則、地域防災計画で定める業務を記載し、業務開始目標時間別の業務整理基準を参考に分類する。

基本方針で示すように、発災後から72時間は、極めて重要な時間帯あることを踏まえ、人命救助及びこれに関係する活動を様々な応急活動の中で最優先することとし、通常業務の再開については、原則4日目以降とする。

また、通常業務については町民の生活等の維持のために必要不可欠な業務を継続業務とし、休止・縮小業務を30日以内に再開すべきもの及び30日を越えて休止・縮小できるものに分類

業務開始目標時間別の業務整理基準表

業務開始 目標時間	該当する業務の考え方	代表的な業務例
3時間 以内	・職員及び家族の安全確認 ・初動体制の確立 ・被災状況の把握 ・救助、救急の開始	a. 災害対策の根幹となる体制立ち上げ業務 (人、場所、通信、情報等) b. 被害の把握(被害情報の収集・伝達・報告) c. 発災直後の火災、浸水等対策業務 (消火、避難・警戒・誘導処置) d. 救助・救急体制確立に係る業務 (応援要請・部隊編成・運用) e. 避難所の開設、運営業務 f. 組織的な業務遂行に必須な業務(公印管理等)
1日 以内	・応急活動(救助、救急以外)の開始 ・避難生活支援の開始 ・重大な業務の手続き	a. 短期的な二次被害予防業務 (浸水想定区域等における非難等) b. 町管理施設の応急復旧に係る業務 (道路、下水道、交通等) c. 衛生環境の回復に係る業務 (防疫活動、保健衛生活動、廃棄物処理等) d. 災害対策活動体制の拡充に係る業務 (応援受入等) e. 遺体の取り扱い業務 (収容、保管、事務手続き等) f. 避難生活の開始に係る業務 (衣食住の確保、供給等) g. 社会的に重大な行事等の延期調整業務 (選挙等)
3日 以内	・被災者への支援の開始 ・他の業務の前提となる行政機能の回復	a. 避難生活の向上に関する業務 (入浴、メンタルヘルス、防犯等) b. 市街地の清掃に係る業務(ごみ・瓦礫処理等) c. 災害対応に必要な経費の確保に係る業務 (財政計画業務等) d. 業務システムの再開等に係る業務
2週間 以内	・復旧・復興に係る業務の本格化 ・窓口行政機能の回復	a. 生活再建に係る業務 (被災者生活再建支援法等関係業務、住宅確保等) b. 産業の復旧・復興に係る業務 c. 教育再開に係る業務 d. 金銭の支払い、支給に係る業務 (契約、給与、補助費等) e. 窓口業務(届出受理、証明書発行等)
1ヶ月 以内	・その他の行政機能の回復	・その他の業務

(参考資料) 資料編「非常時優先業務の整理」

第3章 業務継続体制の向上

災害発生時に非常時優先業務を円滑に遂行できるよう、業務継続マネジメント（Business Continuity Management：以下「**BCM**」という。）を推進し、業務継続体制を向上していく必要がある。

本章では、BCMの推進体制を定めるとともに、PDCAサイクル（図 3）を通じて本計画を継続的に改善するための取組みを定める。

図 3 PDCAサイクルによる継続的改善



【出典】大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き（平成 28 年 2 月、内閣府（防災担当））

第1節 BCM推進体制

本計画策定後の運用については、地域防災計画等の既存計画等に基づくこれまでの活動を継続するとともに、各部（課）等において改善活動を行う。

第2節 計画の策定

1 非常時優先業務の選定（更新管理）

各部（課）等は、毎年度の初めに、事務分掌等の更新とあわせて各部（課）等の非常時優先業務を選定（更新管理）する。

2 活動計画の作成

各部（課）等は、必要に応じて、BCMの推進に関する取組みを検討し、当該年度の活動計画を作成する。

第3節 訓練等の実施

災害発生時に迅速かつ的確に非常時優先業務を継続するためには、次の2点が重要である。

- （1）本計画の内容を全職員に周知・浸透させること。
- （2）災害発生時に実際に行動できるよう対応能力の向上を図ること。

各部（課）等は、地域防災計画等の計画等に基づき、職員に対する訓練・研修を計画的に実施し、職員の意識向上及び対応力向上を図っていく。

参考までに、業務継続に関する訓練の例を表 1 に示す。

表 1 業務継続に関する訓練の例

訓練形式		業務継続に資する観点
実動訓練	職員の安否確認訓練及び参集訓練	- 安否確認や参集に係る課題を把握するため、開催する曜日・時間帯を様々な条件で実施する。 - 抜き打ちで実施する。 - 緊急連絡(安否確認)で災害伝言ダイヤル 171 や web171 を利用する(毎月1日、15日や防災週間等に体験が可能)。 - 近隣の職員の徒歩登庁及び代替場所への参集訓練 - 徒歩帰宅訓練
	避難訓練	地震・津波を想定し、施設外等への職員の避難や来客等の避難誘導を実施する。
	消防訓練	火災の発生を想定し、初期消火活動や 119 番通報を実施する。 (特に、消火器の操作、放水等は実体験が大切。消防署に依頼すれば、訓練の評価を受けられる。)
	災害対策本部の設置・運営等訓練	- 本来の要員が一定割合しか参集できない状況を想定し、限られた要員のみで本部設置・運営を行う。 - 第一順位に指定された指揮命令権者が参集できない状況を想定し、代行者が指揮を執る。 - 代替庁舎において対策本部を設置する。
	代替庁舎への移転訓練	- 非常時に予想される手段で代替庁舎へ移転する。 - 代替庁舎の稼働開始に関わる手順を確認する。
	非常用発電機の稼働訓練、通信・情報システムのバックアップ切替訓練	- 代行者が対応する。 - 単純な稼働訓練に止まらず、外部関係者(設備メーカー、システムベンダ等)と実際に連絡が必要となる状況を取り入れる。
	庁舎の安全確認訓練	専門知識を有する職員が不在の状況を想定する。
図上訓練	広報の訓練(広報内容、表現、発表の仕方等)	- 代行者が広報対応を行う。 - 代替拠点での広報対応を想定する。
	非常時優先業務等の実施訓練	- 参集評価に基づく参集状況を想定した要員で対応する。 - 代行者が対応する。 - 防災関係機関の被災や連絡の途絶を想定する。 - 本来の要員が一定割合しか参集できない状況を想定し、限られた要員のみで対応する。 - 拠点や設備等に関して、代替手段を利用する。 - 目標時間に対応できるか等を検証
	防災関係機関との連絡訓練	- 通常利用しない手段(災害時優先電話や衛星携帯電話等)を利用して連絡する。 - 防災関係機関の代替拠点到に連絡する。 - 共通した被害想定、タイムラインを基に行う。

【出典】大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き(平成28年2月、内閣府(防災担当))

第4節 点検・検証

- 1 各部（課）等は、非常時優先業務の選定、訓練・研修、その他BCMの推進に関する取組みの結果について、年1回、点検・検証を行い、各部（課）等の業務継続体制に係る課題を整理し、改善策を立案する。
- 2 各部（課）等は、1の結果を各部（課）等内で情報共有するとともに、総務部（総務課）に報告する。

第5節 計画の改善

1 本計画の見直し

- 1 総務部（総務課）は、BCMの推進に係る各部（課）等の取組状況等を踏まえ、必要に応じて本計画の見直し・改善を行う。
- 2 総務部（総務課）は、地域防災計画等の本計画に関連する計画等の修正、機構改正等が行われた場合、必要に応じて本計画の見直し・改善を行う。

2 関連する他の計画の見直し

本計画を見直した場合は、関連する他の計画等（地域防災計画、災害時職員初動マニュアル等）について、必要に応じて見直し・改善を行う。

3 非常時優先業務に係るマニュアル等の整備

- 1 非常時優先業務の対応手順について、災害時職員初動マニュアル（地域防災計画に基づく）のほか、各部（課）等は必要に応じてマニュアルを作成する。
- 2 災害発生時にも業務継続体制を確保できるよう、「熊本県市町村受援マニュアルモデル」及び「熊本県市町村受援マニュアル作成の手引き」を活用し、受援計画を作成。（「大津町受援マニュアル」令和7年3月改正）

資料編

大津町業務継続計画

令和7年3月 改正

発行

大津町

〒869-1292

熊本県菊池郡大津町大字大津1233番地

編集

大津町 総務部 防災交通課